

○四街道市こどもルーム条例

平成17年10月5日

条例第21号

改正 平成20年3月28日条例第12号

平成21年3月25日条例第5号

平成22年6月30日条例第13号

平成23年3月30日条例第15号

平成24年3月30日条例第15号

平成26年3月31日条例第9号

平成28年3月31日条例第20号

平成29年3月28日条例第13号

(設置)

第1条 市は、保護者が労働等により放課後家庭において監護することができない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るため、こどもルームを設置する。

(名称及び位置)

第2条 こどもルームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四街道小そらこどもルーム	四街道市四街道1557番地
四街道小うみこどもルーム	
中央小あおぼこどもルーム	四街道市鹿渡917番地
中央小わかばこどもルーム	
旭小こどもルーム	四街道市山梨1485番地
大日小こどもルーム	四街道市大日978番地
八木原小こどもルーム	四街道市千代田五丁目4番
四和小ひかりこどもルーム	四街道市和良比228番地
四和小のぞみこどもルーム	
吉岡小こどもルーム	四街道市鷹の台三丁目2番
和良比小にじこどもルーム	四街道市美しが丘三丁目12番

和良比小ほしこどもルーム	
栗山小こどもルーム	四街道市つくし座三丁目1番8号
山梨小こどもルーム	四街道市旭ヶ丘一丁目9番12号
南小ももこどもルーム	四街道市物井1536番地
南小ゆりこどもルーム	
みそら小こどもルーム	四街道市みそら二丁目13番

(平20条例12・平21条例5・平26条例9・平28条例20・平29条例13・一部改正)

(開所時間)

第3条 こどもルームの開所時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（小学校の休業日を除く。） 午後1時から午後7時まで
- (2) 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に開所時間を変更し、又は開所時間以外の時間に開所することができる。

(平22条例13・旧第5条繰上・一部改正)

(休所日)

第4条 こどもルームの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日（規則で定めるこどもルームは除く。）及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、臨時に休所日以外の日

に休所し、又は休所日に開所することができる。

(平22条例13・旧第6条繰上・一部改正)

(入所の対象児童)

第5条 こどもルームに入所できる児童は、保護者の労働、疾病その他の理由により、適切な監護を受けられない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する児童
- (2) 市内の小学校に就学している児童

(平22条例13・旧第7条繰上・一部改正)

(入所の許可)

第6条 こどもルームに入所させようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(平22条例13・旧第8条繰上・一部改正)

(入所の許可の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、児童の疾病その他の理由により管理運営上支障があると認めるときは、こどもルームの入所の許可を制限することができる。

(平24条例15・全改)

(入所の許可の取り消し)

第8条 市長は、こどもルームに入所している児童が次の各号のいずれかに該当したときは、こどもルームの入所の許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定するこどもルームの入所の対象児童でなくなったとき。
- (2) 前条に規定する管理運営上支障があると認めたとき。
- (3) 児童の保護者が正当な理由なく保育に係る利用料金（以下「保育料」という。）を滞納したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平22条例13・旧第10条繰上・一部改正、平26条例9・一部改正)

(指導員の配置)

第9条 こどもルームには、指導員を置くものとする。

2 指導員は、保育士若しくは教員の資格がある者又は児童の養育に知識経験を有する者でなければならない。

(平22条例13・旧第11条繰上)

(保育料)

第10条 こどもルームに入所した児童の保護者は、別表に定める保育料を支払わなければならない。

(平22条例13・旧第12条繰上・一部改正)

(中途入所の場合における保育料の特例)

第10条の2 児童の入所する日が当該入所する日の属する月の15日以後の日である場合

における当該月分の保育料のうち基準額は、別表に定める基準額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（平28条例20・追加）

（保育料の減免）

第11条 市長は、特に必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

（平22条例13・旧第13条繰上）

（損害賠償）

第12条 市長は、入所者が故意又は過失によりこどもルームの施設等を損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償させることができる。

（平22条例13・旧第14条繰上）

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平22条例13・旧第15条繰上）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定に基づく四街道市こどもルームの入所の許可手続きに関する行為その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成20年条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第13号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第15号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第10条）

（平23条例15・全改）

区分	一般		ひとり親家庭		
	児童1人当たり	第2子以降の児童 1人当たり	児童1人当たり	第2子以降の児童 1人当たり	
基準額（月額）	8,500円	4,100円	4,100円	4,100円	
加算額	夏季休業利用 加算額（期間の 額）	8,500円	4,100円	4,100円	4,100円
	午後6時以降利 用加算額（月 額）	500円	500円	500円	500円
	土曜日利用加 算額（月額）	500円	500円	500円	500円
	休所日利用加 算額（期別の 額）	500円	500円	500円	500円

備考

- 「夏季休業利用加算」とは、小学校における7月及び8月の夏季休業期間中に保育を利用する場合の加算をいう。
- 「午後6時以降利用加算」とは、午後6時から午後7時までの間に保育を利用す

る場合の加算をいう。

- 3 「土曜日利用加算」とは、第4条第1項第1号に規定する規則で定めるこどもルームで土曜日に行われる保育を利用する場合の加算をいう。
- 4 「休所日利用加算」とは、第4条第1項に規定する休所日であって、前期（5月から9月まで）及び後期（10月から3月まで）の各期別内において、同条第2項の規定により特に開所する日に保育を利用する場合の加算をいう。